

西尾市共同企業体取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、西尾市が発注する建設工事を施行するにあたり、技術力の結集、施行能力の向上等により効果的な施行が確保できると認める場合に結成する共同企業体に関し、その適正な範囲と活用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定建設工事共同企業体

大規模であって技術的難度の高い工事について、確実かつ円滑な施行を図ることを目的として発注する工事ごとに、市が条件を指定して結成する共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体

中小建設業の振興を図るため、優良な中小建設業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たすもの）が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び実行力の強化を目的として結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体（以下、この章においては「企業体」という。）に対して発注する工事は、大規模工事であって技術的難度の高い建設工事その他工事の規模、性格等に照らし企業体による施工が必要と認められる工事で市長が定めるものとする。

(企業体の募集)

第4条 企業体の募集は、次に掲げる事項を次条に規定する申請書の提出期限まで総務部財政課及び西尾市ホームページにて行う。

- (1) 対象となる工事
- (2) 企業体の構成員の資格
- (3) 企業体の結成に関する事項
- (4) 入札参加資格審査申請の方法
- (5) その他必要な事項

(入札参加資格審査申請)

第5条 入札参加資格確認の審査を受けようとする企業体は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 配置予定技術者調書(様式第2号)
- (3) 特定建設工事共同企業体協定書
- (4) 使用印鑑届(様式第3号)
- (5) 委任状(様式第4号)

2 申請書類の提出期限は公告等に定めるものとする。

3 市長は、第1項に規定するもののほか、申請書類に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

(共同企業体の形態)

第6条 企業体は、共同施行方式(国土交通省方式による甲型)によるものとする。

(構成員の資格)

第7条 企業体のすべての構成員は、各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 西尾市における入札参加資格を有し、かつ西尾市における入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」及び「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 当該工事に対応する許可業者について、許可を有してから営業年数が5年以上であり、元請として一定の実績を有すること。
- (4) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (5) 当該工事に対応する許可業種について、西尾市入札参加資格者名簿に登録されており、総合点数が一定の数値以上で格付けされていること。
- (6) 経常建設共同企業体でないこと。
- (7) 当該工事において、他の企業体の構成員でないこと。

2 前項第3号の一定の実績及び同項第5号の一定の数値は、発注する工事ごとに市長が定める。

3 市長は、工事の種類及び規模等により、第1項のほか必要に応じ資格要件を追加することができる。

(構成員の数)

第8条 企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、工事が通常規模を大幅に上回り、多数の工種にわたる等により技術力を集結する必要があるものについては、市長が認める場合に限り、5者以内とすることができる。

(出資比率)

第9条 企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とし、構成員において自主的に定めるものとする。ただし、市長が出資比率を指定した場合は、この限りではない。

(代表者)

第10条 企業体の代表者は、円滑な共同施行を確保するため、構成員の中で最も大きな施行能力を有する者であり、出資比率は構成員の中で最大としなければならない。

(入札参加資格等の決定)

第11条 企業体の構成員の資格及び結成に関する事項並びに企業体の入札参加資格の有無は、西尾市入札参加者資格等審査会に諮り、会長が決定する。

(資格審査)

第12条 企業体の資格審査は、市長が提出された申請書類により行うものとし、審査結果については代表者に対してその旨を通知する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第13条 企業体が受注工事を完了し、解散した後において、当該工事に瑕疵があった場合は、西尾市建設工事請負契約約款に従い、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(調査指導)

第14条 市長は、企業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて工事の施行体制及び運営状況について調査し、指導するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(入札参加資格)

第15条 経常建設共同企業体（以下、この章において「企業体」という。）が建設工事の競争入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を受け、西尾市の入札参加資格者名簿に登録されなければならない。

2 前項の登録は、別表に掲げる建設業の種類ごとに行う。

3 第1項の登録は、定時受付分については隔年度ごとに、随時受付分については必要な都度行う。ただし、他の法令に定めがあるとき又は市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(登録の申請手続き)

第16条 前条の登録を受けようとする企業体は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書
- (2) 経常建設共同企業体協定書
- (3) 使用印鑑届（様式第3号）

(4) 委任状

2 市長は、前項に規定するもののほか、申請書類に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 市長は、前条の登録の申請があったときは、その内容について審査する。

(構成員の資格)

第17条 企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 入札参加資格審査申請をする建設業の種類（以下「登録業種」という。）について、西尾市における入札参加資格を有すること。
- (2) 登録業種について、建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可（同条第3項に規定する許可の更新を申請している場合を含む。）を有してからの営業年数が申請日まで継続して5年以上あること。
- (3) 申請日からさかのぼって2年間に登録業種に対応する工事について元請としての実績を有すること。
- (4) 登録業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる者が存すること。
- (5) 愛知県内に主たる営業所を有すること。
- (6) 他の企業体の構成員でないこと。
- (7) 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」及び「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。

(構成)

第18条 企業体の構成は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 登録業種のうち、第22条の規定により格付けを行うものにあつては、同一等級又は直近等級に属する者の組合せであること。
- (2) 構成員の数は、3者以内とし継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施行に支障がないと市長が認めるときは、5者以内とすることができる。
- (3) 企業体の代表者は、登録業種が第22条の規定により格付けを行うものにあつては、構成員のうちで最上位等級に属する者の中から選定しなければならない。ただし、登録業種が第22条の規定により格付けを行わない業種のみである場合については、構成員のうち総合点数が最も高い者を代表者としなければならない。

なお、登録業種が複数ある場合においては、原則として、当該登録業種に格付けを行うものを含む場合にあつては、構成員のうちで格付けを行う全ての登録業種において格付けが最上位もしくは同等の者の中から選定するものとする。また、格付けを行わない業種のみである場合については、構成員のうちで全ての登録業種において総合点数が最も高い者を代表者とするものと

する。

(対象工事)

第19条 企業体による施行対象工事は、公告等に定めるものとする。

(欠格要件)

第20条 企業体が次の各号の一に該当するときは、第15条の登録をしない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び同条第2項各号(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者であるとき。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない。

- (2) 申請書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。

(出資比率)

第21条 企業体の各構成員の出資比率は、均等割りの10分の6以上とし構成員において自主的に定めるものとする。

(格付け)

第22条 企業体の格付けは、愛知県建設部共同企業体取扱要領に準じて行う。

(登録の有効期間)

第23条 第15条の登録は、同条第3項に規定する隔年度ごとに行った登録により新たな入札参加資格者が決定されたときは、その効力を失う。

(結果の通知)

第24条 市長は、第16条第3項の審査及び第22条の格付結果を申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第25条 第15条の登録の申請をした企業体は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を文書で市長に届け出なければならない。

(解散)

第26条 企業体が協定期間内に解散したときは、その代表者であった者は、速やかにその旨を文書で市長に届け出なければならない。

(登録の取消又は資格の制限)

第27条 市長は、企業体が第20条各号及び次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は資格を制限する。

- (1) 不正な手段により登録を受けたとき
- (2) 協定期間内に解散したとき
- (3) 登録の取消又は資格の制限の申し出があったとき
- (4) 構成員が入札参加資格を失い又は制限されたとき

(設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体の取扱い)

第28条 設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体については、第15条第1項及び第3項、第16条、第17条第1号、第6号及び第7号、第21条並びに第23条から前条までの規定を準用する。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

別表

	種 類
1	土 木 工 事 業
2	土木工事業のうちプレストレストコンクリート(PC)
3	建 築 工 事 業
4	と び ・ 土 工 工 事 業
5	電 気 工 事 業
6	管 工 事 業
7	鋼 構 造 物 工 事 業
8	舗 装 工 事 業
9	し ゅ ん せ つ 工 事 業
10	塗 装 工 事 業
11	防 水 工 事 業
12	内 装 仕 上 工 事 業
13	機 械 器 具 設 置 工 事 業
14	電 気 通 信 工 事 業
15	造 園 工 事 業
16	建 具 工 事 業
17	水 道 施 設 工 事 業
18	消 防 施 設 工 事 業
19	清 掃 施 設 工 事 業
20	解 体 工 事 業